

令和2年7月3日からの大雨による災害における介護報酬等の取扱いについて

各サービス 共通	<p>1. 災害による定員超過等に係る特例</p> <p>介護保険施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス、通所介護及び通所リハビリテーション等については、災害等による定員超過利用が認められているところです。その際の介護報酬については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所定単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、通所介護費等の算定方法にかかわらず所定の介護サービス費の対象とします。また、特定施設入居者生活介護についても同様と致します。</p> <p>なお、被災のため職員の確保が困難な場合においても、同様に所定単位数の減算は行わないこととします。</p>
	<p>1. 新たに介護が必要になった場合の要介護認定の取扱い</p> <p>被災等により他の市町村避難した者ついて、新たに介護が必要となった場合は、避難先の市町村において要介護認定事務を代行し、事後的に避難元の市町村に報告する等柔軟な取扱いとしても差し支えない。</p> <p>その際、認定の重複を避けるため可能な範囲であらかじめ避難前の市町村と連絡を等、適切な対応を図りたい。</p>
	<p>2. 避難所や避難先の家庭等において居宅サービスを提供した場合</p> <p>避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対して居宅サービスを提供した場合においても、介護報酬の算定は可能である。</p> <p>サービスの提供に当たっては、市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所等との連携を図り、できる限りケアプランに沿って、必要な介護サービスを確保するよう努めこと。</p>
	<p>3. 被災等のために介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設や医療機関等に避難している場合</p> <p>別の介護保険施設や医療機関等に一時的避難している場合、原則として、避難先の施設等へ入所・入院等を行い、避難先の施設等が施設介護サービス費や診療報酬を請求すること。</p> <p>ただし、一時的避難の緊急性が高く手続が間に合わない等やむを得場合に、これまで提供していたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先の介護保険施設や医療機関等に対して、必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えない。</p>
	<p>4. やむを得ない理由により、避難者を居室以外の場所で処遇した場合</p> <p>被災等による避難者が介護保険施設等に入所した場合において、やむを得ない理由により、当該避難者を静養室や地域交流スペース等居室以外の場所で処遇を行ったときは、従来型多床室の介護報酬を請求することとして差し支えない。</p> <p>なお、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適切でないため、適切なサービスを提供可能な受け入れ先等の確保に努めること。</p>
	<p>5. 認知症専門ケア加算の算定要件について</p> <p>今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、認知症専門ケア加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。</p>
	<p>6. サービス提供体制強化加算の算定要件について</p> <p>今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、サービス提供体制強化加算の有資格者等の割合の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出もよい。</p> <p>また、サービス提供体制強化加算の算定要件として定期的な会議の開催を求めているサービスについては、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。</p>
	<p>7. サービス事業所等が被災したことにより、一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合</p> <p>指定等基準や基本サービス費に係る施設準、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算(看護体制加算など)、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算可能となる加算(個別機能訓練加算など)については、利用者の処遇配慮した上で柔軟な対応が可能である。</p>
	<p>8. 被災したことにより賃金改善実施期間内の処遇改善が困難な場合における処遇改善加算(介護予防・日常生活支援総合事業において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の事業を実施している場合を含む。)の取扱いについて</p>
	<p>① 賃金改善計画における賃金改善実施期間内の賃金改善が困難な場合</p> <p>賃金改善計画における賃金改善実施期間を令和2年7月以降までに設定している処遇改善加算の申請事業者においては、被災したことにより、当該計画期間中の賃金改善実施が困難となる事例も想定されるところである。</p> <p>こうした事業者については、被災したことに伴い、賃金改善計画内の処遇改善加算の従業者へ支給が困難となり、かつ期間を超えて処遇改善加算の従業者へ支給がなされることが見込まれる場合、都道府県等の判断において、当該年度の賃金改善実施期間を超えて従業者に対して支給された処遇改善加算の額を賃金改善額として認めて差し支えないものとする。</p>
	<p>② 実績報告書の取扱い</p> <p>①の場合の事業者の実績報告書の取扱いについては、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して実績報告書を提出することとなっているが、今般の災害状況を踏まえ、都道府県知事等の判断において、提出期限を適宜延長することができるものとする。</p>

訪問系	<p>① 特定事業所加算</p> <p>㊦ 特定事業所加算の要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。</p> <p>㊧ 今般の被災等により、介護職員等の増員や新規利用者の受け入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算の有資格者等の割合や重度要介護者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出してもよい。</p> <p>② その他</p> <p>今般の被災等により、訪問介護等に従事する職員が不足した場合、例えば、一時的に通所介護事業の職員(介護職員初任者研修修了者)を代わりに従事させるときは、通常、介護保険法第75条等に規定する届出を行う必要があるが、緊急性の高さに鑑み、届出時期の猶予等の柔軟な運用を図り、被災者等のサービス確保に努められたい。</p> <p>なお、平成11年4月20日の全国課長会議において、「運営規程の内容のうち『従業者の職種、員数及び職務の内容』については、その変更の届出は1年のうち一定時期に行うことで足りる」旨の周知を行っており、適宜参照されたい。</p>
通所系	<p>今般の被災等により、通所介護事業所等の浴槽等の入浴設備が使用できなくなり、入浴サービスが提供できなくなった場合であっても、事業所が利用者のニーズを確認し、清拭・部分浴など入浴介助に準ずるサービスを提供していると認められるときは、入浴介助加算又は入浴介助体制加算の算定が可能である。</p>
介護予防通所リハ	<p>今般の被災等により、介護予防通所リハビリテーションが休業し、利用者に対して、介護予防サービス・支援計画に基づく適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合には、当該利用者については、日割り計算を行うこととする。</p> <p>一方、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わない。</p> <p>日割り計算の方法は、月の総日数から、災害の影響により休業した期間(定期休業日を含む。)を差し引いた日数分について請求することとする。</p> <p>なお、介護予防通所リハビリテーションが燃料の調達が困難であったために、送迎に支障が生じたことにより、適切な利用回数等のサービスが提供できなかった場合も、同様の取扱いとする。</p>
訪問リハ通所リハ	<p>社会参加支援加算の算定要件について</p> <p>今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、社会参加支援加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。</p>
通所介護通所リハ	<p>中重度者ケア体制加算の算定要件について</p> <p>今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、中重度者ケア体制加算の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。</p> <p>なお、通所介護の認知症加算についても同様である。</p>
介護予防通所リハ訪問リハ総合事業通所	<p>事業所評価加算の算定要件について</p> <p>今般の災害等やむを得ない事情により、新規利用者の受け入れ等を行った事業所については、事業所評価加算の基準の要件の算出の際、当該利用者数等を除外して差し支えない。</p>
短期入所	<p>短期入所生活介護における長期利用者に対する減算(自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者について基本報酬減算すもの)について、今般の被災により、在宅に戻れずやむを得ず短期入所生活介護を継続している場合には、適用な取扱が可能である。</p>
福祉用具貸与	<p>被災前に使用していた福祉用具が滅失又は破損した場合は、再度、貸与を受けることが可能である(介護予防含む)。</p>
特定福祉用具販売	<p>被災前に購入していた特定(介護予防)福祉用具が滅失又は破損し、再度度同一の福祉用具を購入する場合には、介護保険法施行規則第70条第2項に定める「特別の事情がある」ものとして、当該購入に係る費用に対し保険給付することは可能である(介護予防含む)。</p>
介護保険施設(※)	<p>① 避難前と後で別のケアを行っている場合</p> <p>避難前の施設等においてユニットケアを受けた利用者が、避難先において従来型個室などの異なる環境でサービスを受けている場合、避難前の施設等において提供したサービス(ユニットケア)を継続して提供していると判断できるときは、従前の算定区分により請求して差し支えない。</p> <p>ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当でないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。</p> <p>② ユニット型個室を多床として使用した場合</p> <p>避難者を受け入れて入所させた施設において、これまでユニット型個室として使用していた部屋を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアが継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者及び被災者の双方について、ユニット型個室の区分により請求して差し支えない。</p> <p>ただし、本来処遇されるべき場所以外の場所におけるサービス提供が長期的に行われることは適当でないため、適切なサービスを提供できる受け入れ先等の確保に努めること。</p> <p>③ 被災地における施設基準の考え方について</p> <p>被災地の介護保険施設が、災害等やむを得ない事情により要介護者を入所又は入院させたことにより、指定等基準、基本施設サービス費及び加算に係る施設基準について、被災前にこれらを満たしていた介護保険施設が、当該基準を満たさなくなった場合であっても、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。</p> <p>④ 被災地以外における施設基準の考え方について</p> <p>被災地以外の介護保険施設が、災害等やむを得ない事情により要介護者を入所又は入院させた場合にあっては、指定等基準、基本施設サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、被災地から受け入れた入所者又は入院患者を除いて算出することができる。</p>

	<p>(※)介護老人保健施設、病院、診療所及び介護医療院により行われる(介護予防)短期入所療養介護を含み、①及び②については(介護予防)短期入所生活介護を含む。</p>
居宅介護支援	<p>①介護支援専門員が担当する件数が40件を超えた場合 被災地やから避難者を受け入れた場合について、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、40件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。</p>
	<p>②利用者の居宅を訪問できない場合 被災による交通手段の寸断等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。</p>
	<p>③特定事業所集中減算 被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である。</p>